

弘道館での業務用撮影について

弘道館事務所

弘道館を撮影場所として結婚式や成人式などの前撮り撮影を行うためには、事前に申請が必要です。原則として撮影希望日の 5日前 までに申請をお願いします。

申請を受理した後に許可書及び撮影料を記載した納入通知書を発行いたしますので、記載金額をお振り込みください。撮影当日有料区域に入られる場合は、他の一般観覧者の方と同様に窓口で入館料のお支払いも必要となります。撮影の際は、下記注意事項の確認をよろしくをお願いします。

撮影に係る注意事項

1 注意事項

- (1) 撮影した画像は目的外に使用しないこと。
- (2) スタッフには国の重要文化財であることを常に意識させること。
- (3) 使用許可する部屋の襖・障子から1m以上離れて使用すること。
- (4) 襖、障子、建具等に手を触れないこと。
- (5) 一般観覧者のさまたげにならないこと。
- (6) 手荷物は極力持ち込まないこと。また、荷物を置く場合は床を保護すること。
- (7) その他弘道館職員の指示に従うこと。

2 禁止事項

- (1) 火の使用
- (2) 飲食
- (3) 室内での三脚の使用（原則）

3 弁償

- (1) 建物等を毀損した場合は全額弁償すること。

・撮影料

業として行う写真の撮影	写真機1台につき1日	710円
業として行う映画（動画）の撮影	1日	11,150円

※土日・祝日・梅まつり期間中（2月中旬～3月下旬）の撮影はご遠慮願います。

弘道館事務所

T E L 029 - 231 - 4725

F A X 029 - 227 - 7584

E-mail kodokan@pref.ibaraki.lg.jp